

# 国民健康保険（国保）のお知らせ

申し込み・問い合わせ先／市役所保険医療課国保年金係 ☎76-8151

## 本年度の国保税の税率など

本年度の納税通知書  
発送日

7月1日(木)

### 税率改定のお知らせ

県が示す標準保険料率（標準保険料率は、毎年度、市町村ごとの保険料率の標準的な水準を表す数値として、県内統一の算定基準に基づいて県が算定）と比べ、本市の税率は所得割が低く平等割・均等割が高い傾向にありました。それぞれの差を縮める形で見直し、被保険者の皆さまの負担が急激に増加しないよう、令和5年度までの3年間で段階的に税率改定を行います。

令和3年度の国民健康保険税（国保税）は、次の表の①～③を算出した額の合計です。

国民健康保険税内訳	所得割率 <sup>※1</sup>	均等割額 (被保険者1人につき)	平等割額 (1世帯につき)	限度額
①医療保険（基礎）分	5.8%	25,400円 (昨年度26,400円)	21,800円 (昨年度24,600円)	630,000円
②後期高齢者支援金分 <sup>※2</sup>	1.82% (昨年度1.5%)	8,100円 (昨年度7,300円)	6,500円 (昨年度6,300円)	190,000円
③介護保険分 <sup>※3</sup>	1.85% (昨年度1.6%)	10,400円 (昨年度9,600円)	6,400円 (昨年度6,600円)	170,000円

※1 所得割のもととなる額は、令和2年中の（総所得金額+山林所得金額）-基礎控除（43万円）（土地・建物の譲渡所得等も国保税の算定所得に含まれます）

※2 後期高齢者支援金分は、現役世代（0～74歳）が負担する後期高齢者医療分。加入している保険の種類にかかわらず、全ての現役世代のかたが負担

※3 介護保険分は、40～64歳の介護保険第2号被保険者に該当するかたが負担

## 納税義務者は世帯主

国保税は、世帯主自身の国保加入の有無にかかわらず世帯主に対し課税され、世帯主は納税義務者としての責務を負うことになっています。この場合、国保税の所得割額は、世帯のうち国保加入者のみの所得をもとに算出します。世帯主が国保に加入していない世帯は、保険税の滞納がなく住民票上の世帯主が承諾した場合に限り、世帯主（納税義務者）を同じ世帯の国保加入者に変更できる場合がありますのでご相談ください。

## 年金からの特別徴収（天引き）

65～74歳で国保に加入している世帯主のかたのうち、次の全てに該当する場合は、国保税を年金から特別徴収しています。ただし、申し出により口座振替による納付に変更することもできます。

- 世帯の国保加入者全員が65～74歳
- 対象となる年金の年額が18万円以上あり、国保税と介護保険料の合計額が年金受給額の2分の1以下

※誕生月によって特別徴収の開始時期が遅れることがあります。

※世帯主が75歳に到達する年度は、普通徴収（口座振替か納付書払い）となります。

## 国保税を納付しないと…

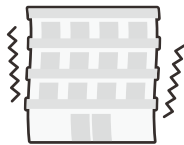
納付相談の機会を増やすため、通常の保険証より有効期限の短い「短期保険証」を交付することがあります。また、災害など特別の事情がなく国保税の納付が1年以上滞ると、保険証に代えて「資格証明書」を交付することがあります。資格証明書で医療機関を受診するときは、医療費をいったん全額自己負担していただきます。このほか、保険給付の差し止めなどを行う場合があります。なお、やむを得ない理由で国保税を納めることが困難な場合は、申請により減免を受けられる場合がありますので、納期限の1週間前までに相談してください。

## 低所得世帯の国保税の軽減

国保加入世帯の合計所得(国保に加入していない世帯主分も含む)が一定基準以下の場合、国保税が軽減されます。所得の申告がないと軽減を受けられませんので、所得がない場合でも市民税申告などを行ってください。

## 国保税・一部負担金の減免など

災害、事業の休廃業、失業、療養などにより世帯の所得が激減し、生活が著しく困難となったときは、国保税の減免や医療機関に支払う一部負担金(自己負担)の支払い猶予や減免を受けられる場合がありますので、事前にご相談ください。



## 異動届は14日以内に

税の公平性を保つため、加入の届け出が遅れても国保税は資格を取得した月からかかります。届け出が遅れると国保税をさかのぼって納めなければならないばかりか、保険証がない間にかかった医療費が全額自己負担となります。また、脱退の届け出が遅れ、その間に国保の保険証を使った場合は、後から医療費を返還していただくことになります。国保に加入するとき、転出するとき、職場の健康保険に加入したときなどは、異動のあった日から14日以内に届け出をしてください。

**【異動の例】** 転入・転出、就職・退職など職場の健康保険に加入・脱退、出生・死亡 など

## 会社の都合などで失業したかたの国保税の軽減

会社の都合などで失業したかたは、申告により国保税が軽減される場合があります。詳細はお問い合わせください。

### 弁護士による多重債務無料相談会

**と き** 9月22日(水)  
午前9時～正午、午後1時～4時30分  
**と ころ** 市役所 市民相談室  
**対象者** 国保税の納付が滞っているかた、納税が困難なかた  
**定 員** 先着12人  
**申し込み方法** 前日までに電話か直接



## 医療費を大切に

医療費の増加は、国保税引き上げの大きな要因になります。治療の必要な人が安心して医療を受けられるよう、日頃から健康づくりや上手な受診を心掛けましょう。

- 定期的に健康診断を受け、病気の予防、早期発見・治療を心掛けましょう
- かかりつけ医・かかりつけ薬局を持ちましょう
- 休日や夜間の受診を見直しましょう
- 「お薬手帳」を利用し、薬のもらい過ぎに注意しましょう
- 「ジェネリック医薬品」を利用しましょう

申請希望者が10人以上の企業・団体などのかたへ

## マイナンバーカードの出張申請受け付けを行います



あさひ健康  
マイスター  
チャレンジ  
対象事業

指定する場所へ職員が出向き、マイナンバーカードを作るための写真撮影や申請の手続きを行います。

と き	火～金曜日の午前10時～午後4時(祝・休日を除く)
と ころ	市内の指定する場所(企業・団体で用意)。机、椅子、電源、駐車場(1台分)、受付・写真撮影スペースが必要
対象企業・団体	申請希望者が10人以上の企業・団体など
申請可能なかた	市内に住民登録があり、次の要件を全て満たすかた●申請から2カ月以内に住所異動、または婚姻など氏の変更がない●マイナンバーカードを初めて申請する●当日会場に来ることができる
申 込 方 法	実施希望日の2週間前までに電話で連絡後①申込書②希望者リスト(いずれも市民課で配布。ホームページからもダウンロード可)を郵送、メール、ファクスか直接
カ ー ド の 受 取 り	マイナンバーカードは申請してから1カ月半～2カ月程度ででき上がります。できたカードは申請者本人の自宅に郵送(本人限定受取郵便)または申請者本人が市役所で受け取ることができます

申し込み・問い合わせ先 / 市役所市民課市民係(〒488-8666住所不要)

☎76-8130、FAX.53-8120、✉simin@city.owariasahi.lg.jp